

## 令和2年度構造・破壊解析ソフトウェアの保守 に係る入札可能性調査実施要領

令和2年1月7日  
原子力規制庁長官官房技術基盤グループ  
システム安全研究部門

原子力規制庁では、令和2年度構造・破壊解析ソフトウェアの保守の受託者選定に当たって、一般競争入札（最低価格落札方式）に付することの可能性について、以下のとおり調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な業務遂行が可能であり、かつ、当該業務の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、2. 登録内容について、4. 提出先までご登録をお願いします。

### 1. 事業内容

#### 1.1 概要

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）に対して、構造・破壊解析ソフトウェアを構成している FINAS/STAR、FINAS/CRACK、プリポストプロセッサFEMAP 及び FINAS/STAR インタフェース（以下「対象ソフトウェア」という。）の保守を行う。保守には、対象ソフトウェアの技術サポート及びソフトウェア更新版の提供を含む。

#### 1.2 調達の具体的内容

「令和2年度構造・破壊解析ソフトウェアの保守」調達仕様書による。

#### 1.3 納入期限

令和2年4月1日

### 2. 登録内容

- 1) 事業者名
- 2) 連絡先（住所、TEL、FAX、E-mail、担当者名）

※登録例は別紙を参照のこと。

### 3. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。

- ・提供された情報、資料は返却いたしません。

#### 4. 提出先

郵送または E-mail にてご提出願います。

【提出先】 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ  
システム安全研究部門 中村 均 宛て

【E-mail】 [hitoshi\\_nakamura@nsr.go.jp](mailto:hitoshi_nakamura@nsr.go.jp)

(別紙、登録例)  
令和2年〇月〇日

原子力規制委員会  
原子力規制庁長官官房技術基盤グループ  
システム安全研究部門

令和2年度構造・破壊解析ソフトウェアの保守

令和2年〇月〇日付、標記実施要領に従い、以下の事項を登録致します。

登録内容

(1) 事業者名 〇〇

(2) 連絡先

住所 〇〇

TEL 〇〇

FAX 〇〇

E-mail 〇〇

担当者名〇〇 印

# 令和2年度構造・破壊解析ソフトウェアの保守 調達仕様書

## 1. 調達案件の概要に関する事項

### 1.1 調達の背景

原子力安全規制に係る課題を解決し技術的知見を蓄積するための安全研究においては、実施の過程で必要な解析検討を原子力規制庁にて実施する場合があります。適切な解析ソフトウェアの保守に係る調達を含む解析環境の整備が必要である。

### 1.2 調達の目的

原子力規制庁が実施する安全研究に係る解析検討において、必要な構造・破壊解析を実施することを目的として、原子力規制庁が使用許諾権を保有する構造・破壊解析ソフトウェアの保守を行う。

### 1.3 期待する効果

原子力規制庁が実施する安全研究に係る解析検討業務の高度化/効率化に資する。

### 1.4 業務の概要

構造・破壊解析ソフトウェアを構成している FINAS/STAR、FINAS/CRACK、プリポストプロセッサ-FEMAP 及び FINAS/STAR インタフェース（以下「対象ソフトウェア」という。）の保守を行う。保守には、技術サポート及び更新版ソフトウェアの提供が含まれる。

### 1.5 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 1.6 作業スケジュール

前項の契約期間による。

## 2. 作業の実施内容に関する事項

### 2.1 対象ソフトウェア

原子力規制庁が使用許諾権（ライセンス）を保有する構造・破壊解析ソフトウェアを構成する以下のソフトウェア。

No.	品目	ライセンス数
1	構造解析ソフトウェア FINAS/STAR(Basic)	1
2	プリポストプロセッサ-FEMAP 及び FINAS/STAR インタフェース	1
3	破壊解析ソフトウェア FINAS/CRACK	1

- ・ いずれもネットワークライセンス
- ・ 稼働システム：オペレーションシステム（Windows7 64Bit）を搭載したコンピュ

ータ

- ・ 設置場所：原子力規制委員会原子力規制庁内

## 2.2 作業の内容

受注者は原子力規制委員会に対して、対象ソフトウェアに関わる以下の保守作業を行う。

### (1) 更新版ソフトウェアの提供

- ・ 契約期間中に、機能改良及び不具合修正等のためにソフトウェアが更新された場合に、更新版を提供する。提供されるものは、実行モジュールを格納した電子媒体、ライセンスキー及びマニュアル類とする。

### (2) 技術サポート

- ・ ソフトウェアの使用方法及び技術的背景に関わる技術的助言
- ・ ソフトウェアの使用上の問題の解決又は回避のための適正情報の提供
- ・ ソフトウェアの動作上の障害に対する回復措置又は技術的助言
- ・ ソフトウェアの更新や他所で発生した障害に関わる技術情報の提供

## 2.3 成果物の範囲、納品期日等

### (1) 納入品目及び数量

No.	提出書類及び提出品目	数量	提出期限	備考
1	実施体制図	1部	受注後 1週間以内	3.に定めるもの
2	情報セキュリティ対策に係る計画書 (実施方法及び管理体制)	1部	受注後 1週間以内	4.に定めるもの
3	構造解析ソフトウェア FINAS/STAR(Basic)の保守	1式	・ 技術サポートは契約期間初日より開始。 ・ 更新版ソフトウェアは契約期間にソフトウェアが更新された時に納品	
4	破壊解析ソフトウェア FINAS/CRACK の保守	1式		
5	プリポストプロセッサ-FEMAP 及び FINAS/STAR インタフェースの保守	1式		
6	Windows10 Professional 64bit 日 本語版	1式	受注後 1か月以内	専用機へのインストールを含む
7	情報セキュリティに関する報告書	1部	契約終了日	—
8	完了届及び完了報告書	1部	契約終了日	—

### (2) 納入時期及び納入場所

- 納入時期：(1)に示すとおりとする。
- 納入場所：原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ  
システム安全研究部門  
東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル

## 3. 作業の実施体制・方法に関する事項

### 3.1 作業実施体制

- 発注者側：原子力規制委員会原子力規制庁  
長官官房技術基盤グループ安全技術管理官（システム安全担当）
- 受注者側：本業務を統括する実施責任者の役職及び氏名を実施体制図に明示すること。また、本業務を実施する体制を実施体制図に明示すること。

### 3.2 作業方法及び場所

技術サポートは、発注者の基本勤務時間帯（平日 9 時～17 時 45 分）に、電子メール又は電話等により行われることを基本とし、必要に応じて技術者が発注者を訪問してサポートを行うものとする。

## 4. 情報セキュリティに関する事項

本事業の実施に係るセキュリティに関する要件を以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当者に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、原子力規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。また、本業務において受注者が作成する情報については、原子力規制庁担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、原子力規制庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却又は廃棄し、外部に漏洩させないこと。
- (5) また、請負業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (6) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
- (7) 実施責任者が所属する組織・部門が一般財団法人 日本情報経済社会推進協会または海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていること。

（参考）原子力規制委員会情報セキュリティポリシー  
<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

## 5. 作業の実施に当たっての遵守事項

受注者は、本仕様書に基づく業務の遂行に際して知り得たデータ、知見及び成果等を、規制庁の許可無くして第三者に漏らしてはならない。

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、原子力規制庁担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

#### 6. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、納入品目に記載の提出書類がすべて提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

提出書類の内、完了報告書には、契約期間中に実施した更新版ソフトウェアの提供及び技術サポートの内容を記載するものとする。

以上